

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和3年10月28日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和3年10月28日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定及び変更
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号工事請負契約の変更についてまで（提案説明）
- 第7 組合行政一般に対する質問
8番 伊藤幾子議員
- 第8 議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号工事請負契約の変更についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

~~~~~

出席議員（17名）

1番	雲	坂	衛	2番	星	見	健	蔵
3番	岩	永	安	子	4番	石	田	憲太郎
5番	秋	山	智	博	6番	寺	坂	寛夫

7番	山	田	延	孝	8番	伊	藤	幾	子
9番	尾	島		勲	10番	前	田	幸	己
11番	川	上		守	12番	谷	口	雅	人
13番	橋	本		恒	14番	柳		正	敏
16番	吉	田	博	幸	17番	上	杉	栄	一
18番	上	田	孝	春					

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

15番 田 村 繁 巳

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	西 垣 英 彦
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	矢 部 康 樹
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		遠 藤 全
消 防 局 長		田 住 浩
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	中 村 理 人

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                               |         |
|---------|-------------------------------|---------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長             | 森 山 武   |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長           | 植 田 光 一 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 査 兼 議 事 係 長 | 毛 利 元   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事           | 田 中 真 一 |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆寺坂寛夫 議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和3年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例

会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者はマスクを着用することといたします。御理解をお願いいたします。

そのほかに報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆**森山 武 書記長** ご報告いたします。

まず、議員の異動についてです。

智頭町議会議員の任期満了に伴いまして、令和3年7月30日に智頭町議会において、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員選挙が行われ、谷口雅人議員が選出されました。

次に、岩美町議会選出の足立義明議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、令和3年9月21日付で議長より辞職を許可されました。

欠員となりました岩美町議会選出議員につきましては、令和3年9月21日に岩美町議会において選挙が行われ、橋本恒議員が選出されました。

次に、欠席議員について御報告いたします。

田村繁巳議員から、病気療養のため、本定例会の会議を欠席する旨の届出がありました。

以上、報告を終わります

◆**寺坂寛夫 議長** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議席の指定及び変更

◆**寺坂寛夫 議長** 日程第1、議席の指定及び変更を議題とします。

まず、今回新たに選出された方々の議席の指定を行います。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、谷口雅人議員を12番に、橋本恒議員を13番にそれぞれ指定します。

次に、今回選出されました議員の方々の議席の指定に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。

13番、柳正敏議員を14番へ変更したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**寺坂寛夫 議長** 御異議なしと認めます。

したがって13番、柳正敏議員を14番へ変更することに決定しました。

第2 会期の決定

◆**寺坂寛夫 議長** 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月29日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**寺坂寛夫 議長** 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第3 副議長の選挙

- ◆寺坂寛夫 議長 日程第3、副議長の選挙を議題とします。

現在、副議長が欠員となっております。

これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名につきましては議長が行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、12番、谷口雅人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました12番、谷口雅人議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、谷口雅人議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました谷口雅人議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、告知します。

谷口雅人議員、御挨拶をお願いします。

〔谷口雅人副議長 登壇〕

- ◆12番谷口雅人 議員 先ほど、副議長に選任をされました智頭町の谷口雅人でございます。

寺坂議長のもと、本議会の円滑な運営と、圏域住民の福祉向上のために微力をささげたいと思います。議員諸氏の力添え、また、皆様の御協力をよろしく願いいたします。(拍手)

第4 常任委員の選任

- ◆寺坂寛夫 議長 日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、12番、谷口雅人議員、13番、橋本恒議員を総務消防委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を、総務消防委員に選任することに決定しました。

第5 議会運営委員の選任

◆寺坂寛夫 議長 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、14番、柳正敏議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、柳正敏議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

第6 議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号工事請負契約の変更についてまで（提案説明）

◆寺坂寛夫 議長 日程第6、議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号工事請負契約の変更についてまで、以上6案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取組状況について御報告いたします。

可燃物処理施設の整備につきましては、令和元年8月に施設の建設工事に着手して以降、令和4年8月の本稼働に向けて順調に工事を進めており、現在は、可燃ごみの処理を行う工場棟はおおむね整備が終わり、見学者を受入れする管理棟や可燃ごみの計量を行う計量棟などの附属棟の整備を行っています。建設工事の9月末の進捗状況は88.5%で、令和4年3月末には建設工事が完了し、令和4年4月1日から試運転を開始する予定です。

また、老朽化と併せ耐震不足となっている消防庁舎につきましても、計画的に整備を進めており、引き続き、圏域住民の安全・安心を確保するため、組織市町と一体となって、取組を進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきましてご説明いたします。

議案第8号は、令和3年度一般会計補正予算でありまして、主なものとして、本年4月の定期人事異動に伴う人件費等を計上しております。また、包括民間管理委託する施設の管理運営費について、債務負担行為の設定を行うものです。

議案第9号は、令和2年度の一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものです。

議案第10号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正するものです。

議案第11号は、可燃物処理費の管理運営に要する経費に係る負担金の負担割合を新たに定めるため、鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部を改正するものです。

議案第12号は、八頭消防署用瀬出張所改築（建築）工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第13号は、八頭消防署智頭出張所新築（建築）工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申

上げます。

◆**寺坂寛夫 議長** 日程第3、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

8番、伊藤幾子議員。

◆**8番伊藤幾子 議員** おはようございます。8番、伊藤幾子です。通告に従い、2点について質問をいたします。

1つ目、救急搬送についてです。

東部圏域においては、新型コロナウイルス感染症の陽性者の確認数が落ちつきを見せていますが、引き続き感染防止対策を図ることが必要です。併せて、このまま終息に向かうとは誰も考えておらず、第6波に備え再び感染爆発と医療崩壊を絶対に起こさない対策が急がれます。

また、このコロナ禍においては、救急患者の搬送先が既に決まらないという事態が全国的に増え、昨年4月23日付で消防庁より新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査についての依頼が各消防本部消防長宛てに出されました。この調査で言う救急搬送困難事案とは、救急隊員による医療機関へ受入れ照会回数4回以上、かつ、現場滞在時間30分以上という定義がされており、政令市や県庁所在地など、全国52か所の消防本部が調査対象で、本組合消防局も含まれています。

これまでの報告を見ると、本組合消防局では、昨年と今年度で計6回の救急搬送困難事案が報告されていますが、どのような理由だったのかをまずはお尋ねをいたします。

次に、特定事業主行動計画についてです。

昨年度から改定された特定事業主行動計画が始まり、子育てを支援する環境づくりとして、本組合では、男性職員の育児参加のための休暇取得者率を令和6年度に50%という目標設定がされています。

この男性職員の育児参加のための休暇取得者率は、令和元年度は4.8%しかなく、昨年2月定例会では毎年職員に周知しているが、実態は、通常の年次有給休暇として休暇を取っている職員が多いと理解しているといった答弁でした。

ところが、令和2年度は休暇取得者率が90.2%と急激に上がりました。昨年2月定例会では同じく、これまで以上に職員への周知を図り、制度への理解を深めてもらい、特別休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めていきたいといった答弁もありましたが、令和2年度、男性職員の育児参加のための休暇取得者率が急激に上がった背景をどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

以上、登壇での質問といたします。

◆**寺坂寛夫 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。2点についてお尋ねをいただきました。

まず、救急搬送についてのお尋ねであります。

昨年の4月2日付で消防庁より各消防本部消防長宛てに調査依頼が出されており、この調査で言う救急搬送困難事案とは、救急隊による医療機関へ受入れ照会回数が4回以上かつ現場滞在時間30分以上と定義をされているが、本組合消防局では昨年と今年度で計6回の救急搬送困難事案が報告されていると、これはどのような理由だったのかと、このようなお尋ねであります。お答えをいたします。

本消防局管内で発生をした救急搬送困難事案につきましては昨年度が5件、本年度がこれまでのところ1件ということではありますが、これらは一般的な急病による事案でありまして、いずれも新型コロナウイルス感染症に伴う事案ではありませんでした。

次に、特定事業主行動計画についてお尋ねをいただきました。

本組合では、子育てを支援する環境づくりとして男性職員の育児参加のための休暇取得者率を令和6年度50%といった目標を設定をしているが、令和元年度は4.8%しかなかったが令和2年度は90.2%と、急激に上がっていると、令和2年度この取得率が急激に上がった背景をどのように考えているのかと、このような御趣旨のお尋ねをいただきました。

本組合の特定事業主行動計画につきましては令和2年4月の改定に当たり、仕事と子育ての両立を支援する職場環境づくりを、これまで以上に推進をすることを目標の1つとしたところであります。具体的な取組といたしまして、男性職員の配偶者の出産休暇取得者率及び育児参加のための休暇取得者率の向上のため、所属長と職員に対し、休暇制度の周知を図るとともに、希望する職員が気兼ねなく安心して制度を活用できるよう、子供が生まれた職員の所属長に対して啓発チラシを送付をいたしまして、対象職員に休暇取得を促すよう依頼するなど、積極的な啓発に努めてきたところであります。このように対象職員に所属長を通じて直接働きかけをしたことが、令和2年度の実績につながったものと考えているところであります。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 それではまず救急搬送困難事案について、続けて質問いたします。

御答弁いただきまして一般的な急病ということで、いずれもコロナ関連ではないというような御答弁でした。

この消防庁がこの調査を行う目的としてですね、救急搬送困難事案のあるかないか、その有無を把握するとともに、関係機関における必要な対応策の検討に活用することと、そんなふうにも目的を持たれています。この調査結果を基にですね、東部圏域において、救急搬送困難事例解消に向けた検討及びその対応策はどのように図られているのかということをお尋ねしたいと思います。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 具体的な取組状況等につきまして、消防局長よりお答えをさせていただきます。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

救急搬送の受入れにつきましては、過去に全国各地で救急搬送受入れ困難事案が発生し、社会問題化したことから、平成21年10月に消防法の一部を改正する法律が施行され、傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を作成することとされました。

鳥取県におきましても平成22年4月に、行政機関、県内消防機関、そして医療機関などで組織する専門委員会、名称は鳥取県救急搬送高度化推進協議会でございます。こちらで検討されまして、傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し、平成23年4月から運用をしているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、東部圏域新型コロナウイルス感染症対策医療機関等連絡会議におきまして、自宅療養者などの受入れについて情報共有を行い、医療機関への受入れが円滑に行えるよう調整しているところでございます。

東部圏域の救急搬送につきましては、今まで御説明申し上げた基準等を活用いたしまして、医療機関への円滑な受入れが保たれているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 従来から受入れ基準ということで、県の推進協議会で決められた基準に基づいて、取り扱

われてると。新型コロナの対応についても連絡会議で検討されて、先ほどの事案が全てコロナ関連ではなかったということなので、この鳥取東部圏域でもね、いつか、本当にたくさんの陽性者が確認をされましたけれども、この救急搬送においては、全国的に見られてるようなその受入れ拒否とか、そういったことは至ってなかったということで、これまでについてはよかったのかなとは思いますが、全国的に第5波と言われた今年7月、8月、これ1週間に3,000件を超えるその困難事案っていうものがあったということも、しかもその半数がですね、大体新型コロナ感染の疑いでね、なかなかその受入れ先が見つからなかったということがありました。

東京をはじめ本当にマスコミ等で報道されたように、大都市部は本当に深刻な事態に陥ってたわけなんですけれども、中にはですね、この困難事例の対策として、現役を退いた救急車を再活用して、日勤職員等で臨時救急隊を編成してですね、対応に当たったっていうね、そういった自治体もあるというふうに聞いています。しかしそれは搬送する側の体制であって、結局その受入れ先がなければ、幾ら搬送する体制をつくっていても、いけないわけですね。

私はね、やはりその救急搬送困難事案の減少のためには、何といてもその医療機関の体制整備が不可欠だと思いますけれども、管理者の御所見をお尋ねします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

先ほど消防局長よりお答えをさせていただきましたように、現在、東部圏域の救急搬送におきましては、おおむね円滑に医療機関への受入れが行われておるところであります。新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない中、今後再び感染が広がり、搬送困難事案が発生することも想定をされるところであります。圏域全体の医療機関が連携をするなど、地域医療体制の整備は重要であると考えているところであります。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 そこは本当に認識は一緒なんですけど、以前から国はですね、公的・公立病院の再編・病床削減を進めてきました。昨年からのコロナ禍にあっても、ベッド数が減らされてきています。全額国費の補助金でですね、新型コロナの対応の中心となる急性期病床が2020年度、全国で2,404床減らされました。長期入院向けの慢性期病床も997床減らされました。合わせて3,401床減らされました。このコロナ禍で、しかも国費でね、減らしたらお金出しますよってやつですよ。でね、医療体制が逼迫してる、救急搬送困難事例が増大してるっていうことがあったにも関わらず、国はですね、公的・公立病院の再編・統合計画、いまだに撤回をしていません。

私はね、救急搬送という業務を担ってるこの東部広域行政管理組合、その管理者として、私は国にね、公的・公立病院の再編・統合計画の撤回を求める必要があると思いますが、その点どのように考えておられるのか、お尋ねします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

公立病院、公的病院は一般的な救急事案だけでなく、新型コロナウイルス感染症対策における陽性患者の受入れ、また感染拡大に備えた病床の確保など、地域医療体制における中核的な役割を果たしておりまして、その重要性、十分認識をしているところであります。

現在、鳥取県とともに、県内の自治体代表者が地域の実情に合った柔軟な対応をするように、国への要望を行っているところであります。本組合といたしましても、今後の動向等をしっかり注視をしまいたいと考えております。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 県とともにね、県内自治体と一緒に要望してるということですけど、この本組合にとったら、救急搬送業務があるわけですよ。救急隊員の人は1分1秒、本当にもう1分でも1秒でも早く病院に搬送できるようにって、本当に日々、いろいろ研修積んだり、一つ一つの対応を一生懸命やっておられると思うんですよ。とにかく時間との戦いの現場ですよ。

それを担ってるのが本組合なので、各自治体で公立病院を守っていかなきゃならないっていう立場とはまた違うと思うんです、私は。本組合の業務がちゃんとできるかどうかっていうことに関わってくる問題だと思うんですね。ですから、より強く、私は、県とともにね、この組合としてしっかりとそういう計画はもう徹底しなさいということをお願いしたいということ、意見として言っておきます。

次に、特定事業主行動計画についてですが、なぜこの取得率が上がったかということ、御答弁があったように所属長や当人さんにね、周知をしたということなんですけど、本当にそれは大事なことだと思います。先ほども言われましたけれども、これまで以上に本当に子育てがしやすい、そういう職場づくりということで、力を入れて推進していくということなんですけれども、目標設定が50%なんですよね、これね。鳥取市では、目標は100%だと聞いております。50%じゃなくともう90.2%達成してるわけですから、これ100%に目標を引き上げてはどうでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

男性職員の育児参加のための休暇取得者率につきましては、目標設定時に4.8%であった実績が、積極的な啓発が功を奏しまして、翌年には、目標の50%を大きく上回る90.2%となったことは、大変喜ばしいことであると考えております。

今後におきましても、目標値に縛られることなく、対象となる全ての職員が制度を活用できるように働きかけを継続をいたしまして、仕事と家庭生活の両立を図りながら、能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 答弁された中身がすごく大事なんですけど、目標は50%のままにしとくってことですか。そこ100%に書き換えてくれるんですか。どっちですか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

既に目標の50%を大きく上回っておりますので、この50%といった目標は、実態と少しマッチしてないということもあろうかなと思います。しかしながら、100%という目標を掲げるということよりも、むしろ能力を最大限に生かして、働きやすい職場環境づくり、また、育児に専念できる、そのような職場の環境をしっかりと確保していくということがまず求められるのではないかと、このように考えておるところであります。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員

◆8番伊藤幾子 議員 途中で目標書き換えたらあかんのかなというふうな答弁なんですけど、それだったら一体目標は何のためにあるんだっちゅうことになりますからね。私はやっぱり100%に書き換えていただきたいと思いますね。

それでね、確かに目標にこだわらず、もうとにかく、対象となる職員に全てに取っていただくということは、当然、必要なことなので、その取組は引き続きやっていただきたいということです。

それでこれね、一つ私ずっとかねがね気になってることがありまして、育児参加というこの参加という言葉がすごく一番引かかるんですよ。なんかね、すごく補助的などと言いますか、男性職員、自分の子供なのに、何で育児参加なんだろう、育児って何で言わないんだろう。女性に育児参加っていう言葉使われないはずですよ。お母さんがやるのが当たり前で、お父さんがやるのが、何かすごく特別な感じをすごく受けます。

ちょっと前までなら、これは何の疑問もなく通ってたんですけど、今本当にジェンダー平等とかね、盛んに言われてる中で、従来型の男性職員の育児参加っていうね、この表現の仕方は検討したほうが絶対いいと思います、それは。途中で100%って書き換えられないからこれも書き換えられないとかね、そんなこと言わずに、やっぱり今の時代の流れに合ったような表現にする必要があるということを述べて、質問を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

第8 議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号工事請負契約の変更についてまで（質疑・委員会付託）

◆寺坂寛夫 議長 日程第8、議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号工事請負契約の変更についてまで、以上6案を一括して議題とします。

これより6案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 質疑なしと認めます。

議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号工事請負契約の変更についてまで、以上6案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時32分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和3年10月29日（金曜日）

議事日程（第2号）

令和3年10月29日（金） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

第1 議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第13号工事請負契約の変更
についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

会議に付した事件

日程第1

出席議員（17名）

1番	雲	坂	衛	2番	星	見	健	蔵
3番	岩	永	安子	4番	石	田	憲	太郎
5番	秋	山	智博	6番	寺	坂	寛	夫
7番	山	田	延孝	8番	伊	藤	幾	子
9番	尾	島	勲	10番	前	田	幸	己
11番	川	上	守	12番	谷	口	雅	人
13番	橋	本	恒	14番	柳		正	敏
16番	吉	田	博幸	17番	上	杉	栄	一
18番	上	田	孝春					

欠席議員（1名）

15番 田 村 繁 巳

~~~~~

説明のため出席した者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 西 垣 英 彦 |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 兒 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 矢 部 康 樹 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 遠 藤 全   |
| 消 防 局 長   |                 | 田 住 浩   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 中 村 理 人 |

~~~~~

事務局職員出席者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	森 山 武
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	植 田 光 一
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	毛 利 元
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	萩 原 真 智 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 査 兼 議 事 係 長	橋 本 圭 司

~~~~~

午前10時0分 開議

◆寺坂寛夫 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆森山 武 書記長 御報告いたします。

昨日、開催されました総務消防委員会におきまして、副委員長に、13番、橋本恒議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第 1 議案第 8 号令和 3 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 13 号工事請負契約  
の変更についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆寺坂寛夫 議長 日程第 1、議案第 8 号令和 3 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 13

号工事請負契約の変更についてまで、以上6案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、5番、秋山智博議員。

〔5番秋山智博議員 登壇〕

- ◆5番秋山智博 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第9号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について、議案第12号工事請負契約の締結について、議案第13号工事請負契約の変更について、以上5案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

- ◆寺坂寛夫 議長 福祉環境委員長、11番、川上守議員。

〔11番川上守議員 登壇〕

- ◆11番川上 守 議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部改正について、以上、2案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、本案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

- ◆寺坂寛夫 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

8番、伊藤幾子議員。

〔8番伊藤幾子議員 登壇〕

- ◆8番伊藤幾子 議員 8番、伊藤です。私は、議案第9号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

令和2年度は、コロナ禍において、様々な形で、住民の暮らしと地域経済に深刻な影響があった年であり、今もその影響は続いています。そういう中で、本組合の担っている業務や事業については、全般的には滞りなく執行されたものと評価はします。

しかし1点、新可燃物処分場建設事業については、反対の立場から、決算について認めることはできません。現状から考えると、ごみ処理施設は必要ですが、建設費用のみならず、今後の維持費や運営費等の観点と、さらなるごみの減量化を進めなくてはならないということからも、施設をつくるに当たっては、処理能力の縮小

はできたものと考えます。よって、日量240トンの処理能力が本当に適切なのかという疑問が消えない中で事業が進められたことから、決算認定には反対をいたします。

以上で討論を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第8号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号工事請負契約の締結についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号工事請負契約の変更についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和3年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時11分 閉会